

令和5年(ワ)第90号

回 答 書

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

令和5年10月12日

原告

黒木紹光



訴状の請求の趣旨を明らかにするため、下記点につき□欄にチェックいただくなどして、ご回答ください。なお、ご回答を踏まえて、更に別途質問をさせていただくことがあります。

1 請求の趣旨によれば、①大王谷プール解体工事請負契約の破棄、②日向市総合体育館を建設する設計施工契約の締結の差止めの2つの請求をされていますが、これは2つの請求をされているものですか。

2つの請求をしている。

①のみである。

②のみである。

2 ①大王谷プール解体工事請負契約の破棄、②日向市総合体育館を建設する設計施工契約の締結の差止めにつき、いかなる法的根拠に基づくものか明らかにして下さい。(上記1で①②のいずれかのみとされている場合には、そちらの回答のみで結構です。)

(1) 大王谷プール解体工事請負契約の破棄(①)について

日向市長が大王谷プール解体工事請負契約を破棄しないことにつき、財産の管理を怠る(地方自治法242条1項)ものであるとして、日向市長を被告とする地方自治法242条の2第1項3号に基づく同怠る

事実の違法確認を求める住民訴訟を提起するものである。

- 日向市が大王谷プール解体工事請負契約を破棄すべきであるにもかかわらずこれをしないとして、日向市を被告とする行政事件訴訟法3条6項1号に基づく義務付けの訴えである。

上記以外である。 → 下記の記載欄に、請求の法的根拠を記載して下さい。

行政事件訴訟法3条7項

(2) 日向市総合体育館を建設する設計施工契約の締結の差止め (2) について

- 日向市長がする日向市総合体育館を建設する設計施工契約の締結につき、違法又は不当な契約の締結がなされる（地方自治法242条1項）ものであるとして、日向市長を被告とする地方自治法242条の2第1項1号に基づく同契約の締結の差止めを求める住民訴訟を提起するものである。

- 日向市が日向市総合体育館を建設する設計施工契約の締結すべきでないにもかかわらずこれがされようとしているとして、日向市を被告とする行政事件訴訟法3条7項に基づく差止めの訴えである。

上記以外である。 → 下記の記載欄に、請求の法的根拠を記載して下さい。

以上